

**【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
1 子ども未来課			
1.1 企画グループ			
1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務			
1.1.1.6(2) 基本目標・基本施策の目標指標について			
<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本目標」ごとの「目標指標」として、市民の主観的な指標である「市民満足度」と客観的な指標である「成果指標」の双方に目標値を掲げ、進捗や達成状況を進行管理していくとしている。</p> <p>さらに、「基本目標」に関連する「基本施策」についても重点事業などを中心としていくつかの「目標指標」を設定している。</p> <p>基本施策における目標指標は、課題解決に効果的であり基本施策の推進をけん引する事業などを重点事業として位置付け、重点事業などを中心とした指標を選定しているが、基本目標で定めた成果指標の目標値との関連性が不明確である。宇都宮市によると、基本施策の目標を達成することで、全体として基本目標の目標達成に寄与するものとしているが、基本施策の目標達成が必ずしも基本目標の成果指標の達成に繋がるものとは考えられない。</p> <p>子ども・子育て支援法等に基づく附属機関である「宇都宮市子ども・子育て会議」が、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の進捗状況について調査審議しており、その議事録を閲覧したところ、令和3年度における進捗状況について、基本目標のうち2つについて、その構成する下位の基本施策の目標指標は「順調、概ね順調」となっているにもかかわらず、成果指標は「やや遅れている」となっており、両者が相反する状況になっている。</p> <p>基本目標の成果指標は、基本施策の目標指標から選定するか、もしくは基本施策の目標指標との相関関係が明確な指標とするなどし、基本施策と基本目標との関連性を保つべきである。</p>	41-43	子ども政策課	基本目標・基本施策の目標指標につきましては、令和6年度に前期計画期間が終了し、中間見直しを行うことから、後期計画策定の際に、効果的な目標指標について、参考とさせていただきます。
1.1.2 宇都宮市子ども・子育て会議に関する事務			
1.1.2.7(1) 「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」について			
<p>「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたって、「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」第1期計画の達成度を評価している。</p> <p>それぞれの事業ごとに達成度を評価しているが、一時預かり事業（一般型）、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）、延長保育事業については、確保方策の実績値が量の実績と同様としている。</p> <p>確保方策の計画を上回る量の実績があった場合、確保方策の実績は、量の実績と同数としている。宇都宮市は、「計画の見込みを上回る利用があったが、利用したい人が利用できる体制が整っており、適切にニーズに対応することができた。」と評価しているが、実際に利用できた人数のみを捉えており、利用しなかったが利用できなかった人数は把握していない。潜在的な需要を反映しておらず十分な量を確保できているか判断できないため、計画を上回る利用実績があった場合は、利用希望者で利用できなかった人を把握した上で、達成度を評価すべきである。</p>	46-47	保育課	指摘にある「利用希望者で利用できなかった人」を把握するためには、当該年度に本市で0～5歳児の子育てを行った全世帯に対し、直接、利用状況や意向の確認を行う必要がありますが、こうした取組は効率的な行政運営上、実現が難しいため、参考とさせていただきます。
1.2 法人・児童福祉施設グループ			
1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督			
1.2.1.5(1) 特別指導監査を拒否する施設について			
<p>特別指導監査に係るサンプルチェックを実施した結果、過年度の特別指導監査で宇都宮市の特別指導監査を拒否する施設があることが判明した。</p> <p>宇都宮市によると、当該施設について、匿名による情報提供があり、「宇都宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」第35条（保育士配置基準）違反が疑われる事項が検出された。ここで、特別指導監査とは「1.2.1.1(1)③ 特別指導監査」に記載したとおり、国が定める法令・通知等に基づき、宇都宮市が事前催告なく実施する緊急性の高い指導監査として位置付けられている。それにも関わらず、当該施設は2度にわたり、園長の不在等を理由として、特別指導監査を拒否している。宇都宮としては顧問弁護士に相談し、施設の了承を得られずに施設に立ち入った場合、令状主義により住居侵入罪に該当する可能性があるとの助言を受けて、巡回指導支援（「1.2.3教育・保育施設等への巡回指導支援の実施」で後述）と定例の一般指導監査でフォローを行い、適宜、施設の状況を注視しているとのことである。</p> <p>しかしながら、巡回指導支援や一般指導監査で事態の推移をうかがうにとどめており、これらは、特別指導監査の代替となるものではない。宇都宮市は、児童の処遇上の観点から施設に問題があるとみとめて特別指導監査が必要と判断したのであり、施設が特別指導監査の受け入れを拒否し特別指導監査が実現できない状況のままでは、児童の処遇面における当該施設の問題性について解明できていない状態が継続しているというべきである。</p> <p>宇都宮市はホームページで、認可外保育施設の各施設の詳細な掲載内容を公表しており、「市による指導監査の状況」や「3カ年以上継続して改善を求めている事項」が記載されている。一方、認可児童福祉施設については、「市による指導監査の状況」や「3カ年以上継続して改善を求めている事項」の記載はなく、積極的な開示を行っていない。</p> <p>秋田市等の他市では、認可児童福祉施設と認可外保育施設のいかに関わらず、「市による指導監査の状況」をホームページで公表している事例もある。宇都宮市の指導監査に強制力がない中で、特別指導監査を拒否しているといった重要な事実については、市民に公表すべきである。また、公表することにより牽制機能を持たせ、特別指導監査の円滑な実施につながると考えられる。</p>	52-53	子ども政策課	当該施設の保育環境につきましては、巡回指導支援や定例指導監査により確認をしております。 <p>保育施設の指導監査結果につきましては、令和5年度から、新たに児童に重大な影響を及ぼすおそれがあった場合には、その施設名や指摘内容を公表の対象としたところであります。</p> <p>また、特別指導監査の拒否などの重要な事実の公表を含め、このような事案の対応について類似事案の判例や他自治体の取組などを参考に実施手法を検討するとともに、指導監督権限の強化に向け、引き続き、国に要望するなど、実効性の高い特別指導監査に取り組んでおります。</p>

**【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
<p>1.2.1.5(2) 指導監査資料の保存について</p> <p>令和4年度の指導監査報告書等のサンプルチェックを実施する上で、指導監査結果の意見形成過程の根拠となる資料を依頼したところ、指導監査の結果を検討する場である復命会の開催後には、廃棄しているため確認することができなかった。復命書(※1)はデータで保存されているが、復命会以後は、各担当者が現場で実施してきた紙のチェックリスト(※2)が廃棄されており、意見形成過程の重要資料が保存されていなかった。</p> <p>指導監査の具体的な証拠である紙のチェックリストは、施設からの問い合わせや過年度の指導監査の留意事項等の引継ぎにも役立ち、また、職務上の注意義務を尽くしたかについて証明するものでもあるため、担当者が現場で実施している紙のチェックリストは、現物ないしイメージデータで一定期間保存すべきである。</p> <p>(※1)復命書とは指導監査の実施日及び対象事項等が記載された指導監査結果書である。指導監査対象業務及び担当者区分が一覧で明示されている。</p> <p>指摘事項についても指導監査事項として、当該書類に記載されている。</p> <p>(※2)チェックリストとは、指導監査時に担当者が現場で使用する指導監査要領である。「指導監査項目」、「確認書類・方法等」、「確認ポイント」、「監査結果等」、「担当評価」及び「指摘レベル」の項目が設けられており、担当者の判断の拠り所になるものである。</p>	53	子ども政策課	指導監査時に担当者が使用した指導監査調査書につきましては、令和5年11月から、復命会における検討結果とともに、現物又はイメージデータで保存することとしました。
<p>1.2.1.5(3) 関連部署との連携について</p> <p>監査人の情報から令和4年度に特定の施設で園児の事故があり、当該施設からの事故報告の提出があったかを担当者に確認したところ、事故報告の提出がされていないことが判明した。</p> <p>令和5年2月20日時点で、通報を受けた保育課は、指導監督部署である子ども政策課への連絡を怠っており、監査人が情報提供するまで子ども政策課では当該事実を把握していなかった。そのため、子ども政策課では特別指導監査の検討や一般指導監査の実施の際の重点監査項目の検討を行っていない。当該事実を把握した後、子ども政策課は当該施設に事故報告の提出を指導し、令和5年12月には提出された事故報告に基づき、事故の要因を分析した上で、当該施設に対して指導を行っている。</p> <p>重大な通報があった場合、関連部署での情報（電話での相談等）の共有が適切に行われないと、施設の重大な事故を未然に防止することができない恐れがある。保育課では、市民からの電話相談や施設に対する通報があった場合に、対応した内容を記録することとなっているが、案件の重要性に応じた報告閲覧の対応や指導監督部署である子ども政策課への引継ぎについての仕組みや規定が整備されていない。関連部署での情報共有について仕組みや規定を整備し、重大な事件・事故の情報を適切に把握する体制を構築する必要がある。</p>	53-54	子ども政策課	関係部署との情報共有につきましては、従前、電話等で提供のあった情報を資料にまとめた上で担当部署と情報共有を図ってきたところであり、指摘を踏まえ、重大な事件・事故が発生した際には、関係部署間で連携のもと、迅速に対応できるように、保育所等で事件や事故があった際の対応フローの作成及び従前の報告様式の変更を行い、関係部署による会議や研修等において定期的に共有を図ることとしました。更に、情報を取得した課におきまして、係長などの監督者が事案の重要性を判断した上で、指導監督を所管する子ども政策課に係長を通じて情報を共有し、その対応を確実に引き継げる仕組みに改めました。
<p>1.2.1.5(4) トイズ事件を受けた対応について</p> <p>宇都宮市は、託児室トイズに関する損害賠償請求の判決が確定したことを受け、判決において示された当時の宇都宮市の対応に対する指摘（通報に基づく立入調査の在り方、警察との連携など）を踏まえ、通報内容に応じた効果的な立入調査の実施や関係機関との連携を行うなど、指導の手法や内容の充実と指導監査体制の強化を図っていくとしている。</p> <p>判決において指摘された事項の中には、①「利用者の苦情や相談又は事故に関する情報等が行政庁に寄せられている場合等、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合」に該当する場合、可及的速やかに「特別の報告」を徴求しなければならないとともに「特別の立入調査」の要否を検討しなければならないとの指摘や、②「特別の立入調査」の方法・内容が不十分であったとの指摘等があり、早急に改善しなければならないと考えられる。宇都宮市は、事件後いくつかの改善策（夜間立入調査の実施や消防との連携強化など）を講じているが、未だ総括的な議論はされておらず、判決で指摘された事項について必要十分な対応策について検証が行われていない。</p> <p>宇都宮市は、外部有識者等で構成する「市重大保育事故再発防止検証委員会」において再発防止策について検討を行った後に、対策を講じる方針であるが、遺族側の理解が得られておらず未だ開催の目途が立たない。事件発生後既に9年余り経過しており、検証委員会の結論を待つだけでなく、速やかに宇都宮市としての対応策について検討すべきである。</p>	55	子ども政策課	トイズ事件を踏まえた再発防止策につきましては、事故後速やかに、専用ダイヤルの設置や夜間立入調査・巡回指導支援などを実施するとともに、指導監督権限の強化について国への要望を行っております。 <p>当該事案の総括的な議論につきましては、外部有識者による検証委員会を早期に開催し、より実効性の高い再発防止策を御提言いただきたくと考えており、現在、御遺族の意向を踏まえ、委員の選任方法等を見直すことなど、新たな検証委員会の設置に向け、御遺族との調整を進めております。</p>
<p>1.2.1.5(5) 是正通知後のモニタリングについて</p> <p>一般指導監査の是正通知後の改善状況について、どのようにモニタリングしているかを担当者に確認したところ、特に決められたルールがなく、担当者ごとに対応が区々であった。また、担当者は施設からの是正改善を要する事項の回答（措置状況）を把握した上で、次回の指導監査を実施しているが、指導監督時に確認している証拠は残していない。</p> <p>是正通知に対する改善状況を適切に把握し、有効的・効果的な指導監査等を実施するため、担当者は施設ごとに指導監査や巡回指導（後述「1.2.3 教育・保育施設等への巡回指導支援の実施」）時に改善状況を確認し、文書で顛末（改善済みか否か）を記載することが必要である。</p>	55	子ども政策課	一般指導監査後は是正内容の確認につきましては、従前、次回の指導監査の際に、あらかじめ前回の是正内容を把握した上で、その改善状況を是正通知書の写しに記載しております。この是正状況を記録した書類につきましては、既に指導監査調査書とあわせて保存することとしました。
<p>1.2.2 認可外保育施設の指導監査</p>			
<p>1.2.2.5(1) 指導監査（立入調査）資料の保存について</p>			
<p>令和4年度の指導監査報告書等のサンプルチェックを実施する上で、指導監査結果の意見形成過程の根拠となる資料を依頼したところ、指導監査の結果を検討する場である復命会の開催後には、廃棄しているため確認することができなかった。復命書はデータで保存されているが、復命会以後は、各担当者が現場で実施してきた紙のチェックリストが廃棄されており、意見形成過程の重要資料が保存されていなかった。</p> <p>指導監査の具体的な証拠である紙のチェックリストは、施設からの問い合わせや過年度の指導監査の留意事項等の引継ぎにも役立ち、また、職務上の注意義務を尽くしたかについて証明するものでもあるため、担当者が現場で実施している紙のチェックリストは、現物ないしイメージデータで一定期間保存すべきである。</p>	58	子ども政策課	指導監査時に担当者が使用した指導監査調査書につきましては、令和5年11月から、復命会における検討結果とともに、現物又はイメージデータで保存することとしました。

**【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2 子ども家庭課			
2.1 子ども給付グループ			
2.1.6 宇都宮市不妊治療（生殖補助医療等）支援事業			
2.1.6.5(1) 宇都宮市以外の自治体との二重助成の防止について			
<p>1 回の不妊治療について、宇都宮市以外の他自治体から助成を受けている場合、宇都宮市はその不妊治療に対して助成しないこととしている。これは、従前の「不妊に悩む方への特定治療支援事業」で適用していた次の制度運営を踏襲したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助成は「1 回の治療」に対して行うこと ・転居等により以前の助成状況を把握していない場合には前住所地等へ照会することが推奨されていること <p>この点について、令和4年度の受給者のうち、夫婦の片方が他自治体に居住している夫婦は12組いたが、宇都宮市は、宇都宮市以外で当該助成金を受給しているかどうか申請者本人への口頭による確認のみで他自治体への照会を行っていなかった。</p> <p>宇都宮市は、1 回の不妊治療に対する他自治体との二重助成を防止する観点から、リーフレットなどに明示して周知を図るとともに、申請書の様式改定、申請者からの申告や他市照会による受給状況の確認を行うなどの運用の見直しを行う必要がある。</p>	91	子ども支援課	<p>指摘を踏まえまして、二重助成を防止するため、令和5年9月に申請書を改訂するとともに、他自治体で助成を受けている場合は重複して申請することができないとする内規を新たに定め、運用見直しを実施しております。</p> <p>リーフレットにつきましても、重複して助成できない旨を明示した修正版を令和6年度分から配布いたします。</p>
2.2 自立支援グループ			
2.2.2 児童扶養手当事業			
2.2.2.5(1) 児童扶養手当の過払いについて			
<p>宇都宮市は2023年3月31日、ひとり親家庭対象の児童扶養手当を市民2人に誤って支給し、昨年12月まで過払いをしていたと発表した。過払い期間は1年9か月と1年4か月で、過払い額は791千円と689千円になり、宇都宮市は2人に返還を求めた。現時点では129千円の返還があったが、残額について引き続き納付書により返還を求めている。</p> <p>過払いの発生原因は、令和2年10月に国において年金と児童扶養手当の併給に係る制度改正があり、本来、制度改正の対象とならず手当が支給されない「障害厚生年金3級」受給者の2名に対し、改正後の制度を適用して手当を支給したことであった。令和5年2月に年金受給者に対する児童扶養手当との併給確認作業において誤認定が判明した。</p> <p>宇都宮市としては担当職員が年金制度への知識と理解を深められるよう指導・教育や事務処理のダブルチェックを徹底するなど、再発防止に取り組んでいるとのことである。</p>	93	子ども政策課	<p>児童扶養手当の過払いについては、引き続き、残額の返還を求めるとともに、担当職員が年金制度への知識と理解を深められるよう、指導・教育や事務処理のダブルチェックを徹底するなど、再発防止に継続して取り組んでいます。</p>
2.2.7 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業			
2.2.7.5(2) 利用者のニーズに合った制度となっているかについて			
<p>本事業の周知が適切に行われているにも関わらず本事業の利用がほとんどない原因について担当者に質問を行ったところ、高卒認定よりも就職に有利である資格取得を目指す方が多いためと、認定試験のために学校に入学することで多額の費用を支払うよりは独学により参考書等で1教科ずつ勉強し自分のタイミングで合格を目指す方もいることが考えられるとのことである。</p> <p>本事業の利用がほとんどないという事実は、本事業が高等学校を卒業していないひとり親家庭の親や子のニーズに合った形になっていないと考えられる。本事業は厚生労働省（現こども家庭庁）の制度であるが、同省の令和2年度の事業に係る行政事業レビューにおける評価結果は「事業全体の抜本的改善」となっていたことから、同省における制度改革を踏まえたうえで、本市における本事業の利用促進を図るべきである。</p>	100	子ども政策課	<p>国の制度であり、事業を変更することは難しいことから、国の動向を注視していくこととし、意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
2.2.10 母子・父子自立支援プログラム策定事業			
2.2.10.5(1) プログラム策定者に対する支援の実施状況について			
<p>令和3年度からプログラム策定件数が増えているものの、生活保護受給者等就労自立促進事業移行件数及び就業件数はゼロ件となっている。「父子・母子自立支援プログラム策定事業の実施について」では、「目標達成後のアフターケアの実施」で、「プログラムで設定した目標を達成した後も、達成後の状況を維持できるよう、また、更なる目標が設定できるよう定期的な相談支援を実施するなど、アフターケアを実施すること」とされている。</p> <p>この点について、担当者へプログラム策定者へのアフターケアの実施状況を質問したところ、実際にはアフターケアを実施できていない、との回答が得られた。また、目標達成状況やアフターケアの状況に係る管理資料は無いとのことであった。</p> <p>宇都宮市は、母子・父子自立支援プログラム策定事業において自立支援プログラム策定者に対し、「父子・母子自立支援プログラム策定事業の実施について」で定めたアフターフォローを実施すべきである。</p> <p>なお、令和3年度以降の実際のプログラム策定利用者は、県の住宅支援資金貸付を利用することを主目的としているため、プログラム策定後も定期的に面談に来るように呼び掛けても面談に来ない状況となっている。この点、住宅支援資金貸付は、貸付けを受けた者で、①現に就業していない者が住宅支援資金による貸付を受けた日から1年以内に就職、又は、②現に就業している者がプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときに、住宅支援資金の返還の債務を免除する、となっている。そして実際にはほとんどの利用者が返還の債務の免除を受けているとのことである。</p> <p>このことから、市は、住宅支援資金貸付の返還の債務の免除の要件を満たせず、自立に繋がっていない利用者の情報を県と共有し、対象者へアフターケアを行っていく必要がある。</p>	102-103	子ども政策課	<p>これまで本市における自立支援プログラム策定者は、就労等の自立に繋がったところではありますが、今後、プログラムを策定しても自立に繋がらないケースが生じた場合には、関係機関と連携を図りながら、アフターケアも含め、個々の状況やニーズに応じた適切な支援を実施してまいります。</p>

**【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2.3 すこやか親子グループ			
2.3.3 妊婦健康診査			
2.3.3.5(1) 公費負担上限額の設定金額の検討について			
<p>宇都宮市は、単胎妊婦について、合計95,000円を上限に公費負担を行っている。公費負担上限額の設定については、宇都宮市は医療機関と相談し、妊娠中の検査項目の費用を基に設定しているとのことであるが、現行の金額に設定した根拠資料等を確認できなかった。</p> <p>また、平成23年に現行の金額に改定されてからすでに10年以上経過しており、妊婦健康診査の内容や費用も変化しているものと考えられる。現行の金額は、妊婦1人当たりの公費負担額の全国平均107,792円を下回っており、公費負担額の順位では下位25%の階層に位置している。このことから、妊婦健診費用に対して公費負担額が不足している可能性が推測できるが、宇都宮市は、公費負担額を超えた分（自己負担分）がどの程度発生しているか把握していない。</p> <p>宇都宮市は、妊婦健康診査の自己負担額の調査を行い、自己負担額の実態把握を行うとともに公費負担額の設定根拠を明確にすべきである。</p>	113-114	子ども支援課	<p>妊婦健診の費用につきましては、昨年度末に市内産科医療機関にヒヤリングを実施し、医療機関ごとに追加の検査が実施され、その費用が医療機関ごとに異なっているという実情を把握したところですが、公費負担額については県内統一の金額設定としており、他市町や医師会等との調整が必要であることから、引き続き、県に働きかけてまいります。</p> <p>また、現在、国において出産費用の保険適用化の検討をしていることから、その検討状況などを注視してまいります。</p>
2.3.4 こんには赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）			
2.3.4.6(1) アンケート等の実施による業務の評価及び訪問指導員の質の向上について			
<p>産後期において、母親は出産時の疲労に加えて新たな育児などにより、心身の変調を来しやすく、不安定な時期である。また、一般的に育児に関する知識・経験が乏しい時期であり、核家族化により周囲からの支援を受けることが困難な状況の家庭もある。</p> <p>そのため、訪問指導員には各家庭が抱える不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供や相談を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付ける質が求められる。</p> <p>宇都宮市は、毎月1回の定例会の実施により訪問指導員の育成及び質の向上、必要時に開催するケース検討会により個別ケースに応じた取組を行っている。</p> <p>一方で、訪問した結果は訪問指導員が記録する「訪問指導記録票」に基づく報告によるため、訪問指導員の視点のみの業務の評価になりかねない状況である。</p> <p>本事業に関して、アンケートその他の方法で訪問を受けた側の感想や反応を調査することで訪問を受けた側の視点に立った業務の評価を行い、訪問指導員の育成と質の向上に繋げるべきである。</p>	115	子ども支援課	<p>訪問指導員の育成と質の向上につなげるため、引き続き、研修会の開催等に取り組むとともに、今後は母親が訪問を受けた後に感想等を書き込める「お問い合わせフォーム」を案内し、母親の反応を調査することで業務の評価を行ってまいります。</p>

**【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況**

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
2.3.7 産後ケア事業			
2.3.7.6(1) 事業評価について			
<p>宇都宮市の事業評価は、主にサービス提供後に医療機関等からの「宇都宮市産後ケア事業実施結果報告書」による報告（実施担当者の報告）で行われ、利用者へのアンケートを実施したことはない。</p> <p>この点について、閲覧した記録票の中に次のとおり変更を希望するケースがあった。</p> <p>宿泊型：1回目の利用時に気持ちが悪くなかったため、2回目の利用時は別の実施機関を希望訪問型；初めに派遣された助産師の育児手技の指導やケアが利用者のニーズと合わないため、担当の変更を希望</p> <p>これらのケースは、利用者が希望を出したため顕在化したケースである。</p> <p>宇都宮市における産後ケア事業の利用後のフォローは、こんにちには赤ちゃん訪問や地区保健師の訪問指導等において、利用後の状況を聞くことで行われているが、特にルール化されているものではなく、訪問指導員の個人裁量に委ねられているのが現状である。</p> <p>したがって、「産後ケア事業ガイドライン」において、行うことが望ましいとされる利用者へのアンケートを実施することで、産後ケア事業の利用後のフォローを行うとともに利用者の声や満足度を反映することで事業の質の向上を図るべきである。</p>	121	子ども支援課	<p>事業の質の向上を図るため、引き続き、訪問指導等による利用後のフォローを徹底するとともに、今後は母親がサービス利用後に感想等を書き込める「お問い合わせフォーム」を案内し、母親の声や満足度を調査することで業務の評価を行ってまいります。</p>
2.4 子ども家庭支援室（相談グループ）			
2.4.1 子ども家庭総合支援拠点			
2.4.1.5(1) 児童虐待相談の進行管理と「児童相談システム」の見直しについて			
<p>宇都宮市は、児童虐待案件の進行管理を紙ベースの資料（台帳）と「児童相談システム」を使って管理している。児童虐待（疑いを含む）として受け付けたとき、紙ベースの台帳に記載し管理番号を付して終結まで進行管理する。これと同時に児童相談システムに登録し、相談、支援及び指導等の経過を当システムに記録する。事案が終結した場合は、紙ベースの台帳に終結の記録し、児童相談システムにおいても終結処理する。児童相談システムは、平成26年度に導入された。</p> <p>この点について、児童相談取扱件数の確認過程で、児童相談システムにおいて終結処理が未処理となっている事案があることが判明した。</p> <p>終結になった場合は紙ベースの台帳でその処理を行っていたが、児童相談システムへの反映が漏れていた。そのため、児童相談システムによる終結・未終結管理、件数管理ができていない。</p> <p>指導相談システムを見直し、紙ベースの台帳からシステムによる進行管理を実施して一元管理を行うとともに、事務の適正化・効率化を図ることが必要である。</p>	124-125	子ども支援課	<p>「児童相談システム」につきましては、改修に併せて見直しをしたところであり、令和6年11月からの契約及び改修の完了後は、システムで一元的に進行管理を行ってまいります。</p>
2.4.3 子育て支援短期入所事業（子どものショートステイ）			
2.4.3.4(1) 利用申請書の不備			
<p>子育て支援短期入所を利用する者は、「子育て支援短期入所（ショートステイ）申請書」に必要事項を記載の上、宇都宮市に提出する。当該申請書には、入所の理由を記入することになっており、「1 疾病、2 出産、3 看護、4 事故、5 災害、6 レスパイト、7 その他」から該当する項目を選択する。「7 その他」の場合は、その内容・理由を記入する。</p> <p>令和4年度利用申請書の一部をサンプル閲覧したところ、「7 その他」であるにもかかわらず、その内容が記載されていない利用申請書によって、利用決定されているケースがあった。申請者が、入所基準を満たしているか明確にするため、入所理由が「その他」場合は、その内容の記載を求めるべきである。</p>	130	子ども支援課	<p>指摘を踏まえまして、令和5年12月に申請書を受け付ける全担当職員に対して、入所理由が「その他」の場合には、内容の記載を求めるよう、徹底をいたしました。</p>
3 保育課			
3.1 企画グループ			
3.1.3 地域子育て支援拠点事業			
3.1.3.4(1) 地域子育て支援拠点事業費補助金（民間サロン）に係る要綱の不整備			
<p>宇都宮市は本補助事業実施にあたって、国が定めた子ども・子育て支援交付金実施要綱・交付要綱を根拠に補助を実施しているが、宇都宮市と事業者間において、様式、提出書類、確認内容等について定めた要綱等は存在していない。</p> <p>つまり、宇都宮市は事業者に対して年2回の補助金交付申請及び年1回の補助金実績報告を求め補助要件適合等の確認を行っているが、様式、提出書類、確認内容等について規定がないまま事務を行っていることとなる。</p> <p>令和4年度の補助金交付申請書及び補助金報告書を閲覧した所、実績報告書の支出金額が申請時の事業計画書上の支出予定金額と同一であり、実績報告書の支出額等内訳書においても、人件費、消耗品費等の内容について全く詳細な記載がないものがあった。支出額が補助の対象として適合するか十分な検討を行っているか疑問がある状況である。</p> <p>よって、当該補助金支給が補助の目的を達成するため適切に行われるよう、補助金交付を受けるための根拠として提出する様式、提出書類及び宇都宮市が確認する内容について定めた当該補助金に係る交付要綱を整備し、要綱に従っているかについて適切に確認した上で補助金の交付を行うべきである。</p>	152	保育課	<p>指摘を踏まえまして、令和6年度の補助執行に活用できるよう、国の子ども・子育て支援交付金実施要綱・交付要綱に基づき補助を実施する旨、本市要綱で定め、また、根拠として提出する書類、様式及び宇都宮市が確認する内容について別途定めたところです。</p>

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての指摘事項に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	指摘事項に対する措置状況
3.2 管理グループ			
3.2.1 児童福祉施設の整備			
3.2.1.4(1) 開設準備費に係る証拠書類の保管不備			
<p>児童福祉施設整備費補助金交付申請書及び実績報告書を閲覧した所、サンプル全11件中1件について、開設準備費に係る証拠書類（備品購入等に係る内訳書の写し）が保管されていなかった。担当者によると、内訳書の保管がされていなかったものの、支出先の内訳、通帳の支出状況については確認しており、条件適合について適切に確認しているとの回答を得た。</p> <p>当該補助金については、工事、設計監理の金額的重要性が高い項目については、契約書、支出状況を確認し、写しを適切に保管しているものと認められたが、什器や消耗品等の備品購入など開設準備に必要な費用については、内訳書が提出書類となっており、施設が作成した内部資料でもよいとのことである。開設準備費は工事等と比較すると金額が小さいが、抽出したサンプルにおいては、開設準備費について合計数百万円の経費が補助対象と認められているケースが多く、内訳書保管のなかった園については、756万円の経費が対象となっていた。補助金として金額的に僅少といえるものではない。</p> <p>開設準備費に係る証拠書類については、宇都宮市が適切に条件適合を確認した証拠となるものであるから、開設準備費についても必ず保管すべきである。また、開設準備費についても金額的重要性が認められるため、工事設計監理等と同様に、契約書、請求書等、施設による内部資料以外の証拠書類で、内容及び金額を確認できる資料の提出を要綱等に定め、確認及び保管を行うことが、補助金執行の適正化、透明化のために必要と考える。</p>	156	保育課	<p>指摘を踏まえまして、令和6年度の補助執行に活用できるよう、国の保育所等整備交付金（現就学前教育・保育施設整備交付金）交付要綱に基づき補助を実施する旨、本市要綱に定め、また、開設準備費等にかかる契約書、請求書等、施設による内部資料以外の証拠書類で内容及び金額を確認するための資料の提出について別途定め、適正な保管体制を整えたところで。</p>
3.3 入所・給付グループ			
3.3.1 教育・保育施設給付の事務事業			
3.3.1.5(1) 公立保育所延長保育料の賦課誤り			
<p>令和4年10月分の延長保育料について、利用した覚えがない料金の徴収があった旨の連絡を受け、宇都宮市が確認したところ、令和4年9月分の延長保育料で賦課している事が判明した。これは、令和4年10月分の延長保育料をシステムに取り込むべきところ、令和4年9月分の延長保育料のデータを取り込んでいたことが理由で、結果的に9月分の延長保育料が二重で請求され、10月分の請求が漏れていた。</p> <p>宇都宮市は、追徴対象者について、個別通知等で謝罪するとともに、正しい金額の納付書を同封した。</p> <p>また、納付書での納付が難しい場合は担当者が訪問し徴収した。返金対象者については、個別通知等で謝罪するとともに、保育料引落口座へ還付した。当該賦課誤りを踏まえ、宇都宮市は以下の対策を講じている。</p> <p>①延長保育料の取り込み作業において、担当職員以外による取り込み内容の2重チェックを行い、賦課計算後に再度対象者を確認する体制に変更</p> <p>②取り込み済みのデータは、同様の誤りが発生しないように格納場所を変更</p> <p>公立保育所延長保育料の賦課以外の業務についても、今後同様の誤りが起きないように業務を見直し、2重チェックが実施されていない業務については、2重チェックの実施等の対策を講じる必要がある。</p>	166	保育課	<p>2重チェックの実施等の対策などにつきましては、公立保育所延長保育料の賦課誤りの事務処理ミスや今回の指摘事項を踏まえまして、保育料等の賦課以外の業務についても、常に複数人体制での確認作業を実施することとしました。</p> <p>併せまして、RPAなどのデジタル化への取組やExcelを活用したチェック機能等の自動化などに取り組むことにより、事務処理ミスの防止だけでなく、効率的かつ効果的な執行体制の強化にも努めているところです。</p>
3.3.3 確認制度に基づく指導監査			
3.3.3.6(1) 指導事項に対する措置状況（回答）の入手漏れ			
<p>令和4年度の確認監査にて、一つの施設から確認監査の口頭指摘に関する改善報告を入手していない。理由は、確認監査と同じタイミングで実施した子ども未来課の指導監査の改善報告と連携ができなかった事によるものである。</p> <p>全ての施設を4年に1回実施するという確認監査のルールの中にあつて、指導監査と同じタイミングで実施する場合もあれば、確認監査のみ実施する事がある。特に、指摘事項がある場合は子ども未来課の指導監査の監査結果と十分な連携が取れるような体制をとる必要がある。</p>	172-173	保育課	<p>保育課における確認制度に基づく指導監査につきましては、これまで、子ども未来課（現子ども政策課）の指導監査と併せて監査実施通知や監査結果通知及び改善報告書の提出を求めてきたところですが、令和5年度には、新たに「宇都宮市特定教育・保育施設等指導監査実施要領」を制定し、確認制度に基づく指導監査を単独で実施できる体制を整備しました。</p> <p>なお、監査の実施にあたりましては、施設側の負担・混乱が生じないよう、監査実施日時や通知等発送において、子ども未来課（現子ども政策課）と引き続き並み揃えするなど、十分に連携しながら円滑かつ確実な指導監査を実施してまいります。</p>
3.3.3.6(2) 監査の結果における改善を要する事項の判断基準・過程の明確化			
<p>令和4年度の指摘事項の中には、条例で規定された利用者が負担すべきでない費用が実費徴収されていることに対する指摘もあるが、全て軽微な指摘事項として処理されている。宇都宮市は、「規程整備がそもそもないもの」を指摘事項、「規程整備がなされているが、記載項目に不備がある場合」は軽微な指摘事項と判断しているが、それ以外のケースは、過去の指摘内容などを踏まえながら、都度判断する運用となっている。</p> <p>現状、規程整備に関する指摘以外については、指導監査結果書の中でどのような過程を経て軽微と判断したのか資料が保存されておらず、その判断過程や理由が明らかでない。施設への条例遵守を効果的に伝達する趣旨で、判断過程や判断に当たった協議内容を文書化し、保存する必要がある。</p>	173	保育課	<p>指導事項に係る判断基準・過程の明確化につきましては、「文書」「口頭」の指摘事項に係る考え方を改めて整理するとともに、判断が難しい事項につきましては、内閣府が作成した「市町村監査担当職員研修テキスト」等を参考に、保育課内で協議するとともに、これらの判断の経過等を文書化するなどの運用を行うこととしました。</p>

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1 子ども未来課			
1.1 企画グループ			
1.1.1 「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の推進に関する事務			
1.1.1.6 (1) 目標指標について			
<p>「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、「基本理念」の達成状況をはかる指標を、プラン全体の「目標指標」として、「希望出生率」を設定し、計画期間において1.72以上を目指すとしている。</p> <p>宇都宮市の「希望出生率」は、以下の算定式で算出される。</p> <p>(①既婚者の割合×②予定する子どもの数+③未婚者の割合×④結婚希望割合×⑤未婚者の希望する子どもの数)×⑥離婚等の影響</p> <p>「第1次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の目標指標であった「合計特殊出生率」は、15～49歳までの女性の年齢別出生率の合計であるため、出生率が低い若年未婚女性が他地域に流出すると「合計特殊出生率」は上昇することから、地域ごとの少子化の実態を表していないとされる。そのため、「第2次 宮っこ 子育て・子育て応援プラン」においては、若い世代が、結婚や出産、子育てに希望を見出せるとともに、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ、希望する数の子どもを持つて社会をつくることを、少子化対策における基本的な目標とすべきことから、より適切な目標指標として「希望出生率」を第2次プランより設定している。</p> <p>前述したように、「希望出生率」は「既婚者の割合」、「予定子ども人数」、「結婚希望の割合」等により算出されるが、具体的にどのような施策がこれらの指数を向上させるかについて明確になっていない。宇都宮市は、個別の施策が直接的に「希望出生率」を押し上げるものではなく、構成する基本施策を推進することで、結婚・妊娠・出産や子育ての希望がかなえられる社会が実現し、プラン全体の目標である「希望出生率」が向上していくものと考えている。しかし、目標指数として設定した以上は、目標指標を達成するための施策を実行していくことが当然であり、現状のように目標指標と基本施策との関連性が不明確な状況では、仮に基本施策が達成したとしても目標指標が達成できない結果になることも否定できない。プランの最終総括において、効果的な評価や課題抽出を行うためにも、目標指標と基本施策との具体的な結びつきを明らかにすべきである。また、宇都宮市が採用している「希望出生率」は、女性の調査結果から算定している。若い世代が希望する子どもを持つためには、女性の意思のみで決まるものではない。男性の調査結果も考慮すべきと考えられる。</p>	40	子ども政策課	<p>目標指標につきましては、令和6年度に前期計画期間が終了し、中間見直しを行うことから、後期計画策定の際に、意見の趣旨につきまして、参考とさせていただきます。</p>
1.2 法人・児童福祉施設グループ			
1.2.1 社会福祉法人・児童福祉施設等の指導監督			
1.2.1.5(6) 指導監督体制について			
<p>令和4年度の指導監督人員数は6名である。それに対して、令和4年度の一般指導監督実施施設数は174施設(社会福祉法人19、施設事業155)である。加えて、後述の認可外保育施設の指導監督(「1.2.2 認可外保育施設の指導監督」参照)及び障害児通所支援事業の指定・指導監督等(「1.2.5 障害児通所支援事業の指定・指導監督等」参照)にも同じ人員が割かれている。令和4年度の認可外保育施設への一般立入調査等が54施設で、障害児通所支援事業の実地指導は63施設の実施となっている。年間291件の指導監督と臨時で発生する特別指導監督を6名体制で回している。宇都宮市の指導監督対象施設は年々増加しているにもかかわらず、指導監督人員は増員されていない。</p> <p>令和4年度を例にとると、週に約6施設(291件÷52週)回らなければならない計算となる。通常の指導監督は2～3名体制で実施するので、6名で2チーム編成として考えると、少なくとも週に3日間は現場に出ることになり、担当者の事前・事後の業務を考えると、時間的余裕はない。つまり、1施設にかかる時間は限られており、チェックリストによる形式的な監査になるおそれがある。効果的な指導監督を実施するために、指導監督人員の拡充が必要であると考えられる。また、指導監督計画時においては、実施施設件数だけでなく、監査資源である人員も考慮した計画の策定が望まれる。</p>	55- 56	子ども政策課	<p>指導監督体制につきましては、令和4年度に、新たに児童福祉施設担当主幹を配置したとともに、令和5年度及び6年度には係員を増員し、指導監督体制の充実強化を図ってきたところであり、引き続き、年々増加している指導監督対象施設に対する指導監督を計画的に実施し、適切な指導監督を行っていくため、指導監督体制の充実強化に努めていきたいと考えており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
1.2.2 認可外保育施設の指導監督			
1.2.2.5 (2) 人員体制について			
<p>「1.2.1.5 監査の結果(6)指導監督体制について(意見)」で述べたが、指導監督人員が指導監督人員が不足している状況である。宇都宮市は適正な保育環境の維持のため、巡回支援等を設けたりと施設に対する指導を強化してきているが、人員が不足している状況では、近年、施設が増加傾向にある中では対応しきれないと思料する。</p> <p>効果的な監査を担保するためにも、人員の拡充が望まれる。</p>	58	子ども政策課	<p>指導監督体制につきましては、令和4年度に、新たに児童福祉施設担当主幹を配置したとともに、令和5年度及び6年度には係員を増員し、指導監督体制の充実強化を図ってきたところであり、引き続き、年々増加している指導監督対象施設に対する指導監督を計画的に実施し、適切な指導監督を行っていくため、指導監督体制の充実強化に努めていきたいと考えており、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
1.2.3 教育・保育施設等への巡回指導支援の実施			
1.2.3.5(1) 巡回指導支援実施報告書の様式について 巡回指導支援実施報告書の様式はチェック大項目（例えば、「子どもへの対応方法（訪問時の状況）」や「教育・保育の環境の状況（施設全体）」）ごとに詳細なチェック項目が記載されている。指導員はそれらの項目に基づき、合致しているか否かを現場でチェックする。 当該報告書の様式は実施年度のみチェック方式だが、施設ごとに過年度3～5か年分を横並びで記載すれば、過去の不備項目の見落としや前回はチェックできなかった項目を一覧できるため、効果的・効率的な観点から、当該報告書の様式の変更を検討すべきである。	60	子ども政策課	令和6年度の巡回指導支援実施に当たりましては、より効果的・効率的な指導を実施できるよう、当該報告書のチェック項目欄に過年度の確認結果を横並びで記載する形式に改めました。
1.2.5 障害児通所支援事業の指定・指導監督等			
1.2.5.5(1) 人員体制について 「1.2.1.5 監査の結果(6)指導監督体制について（意見）」で述べたが、指導監督人員が不足している状況である。宇都宮市は適正な保育環境の維持のため、巡回支援等を設けたりと施設に対する指導を強化してきているが、人員が不足している状況では、近年、施設が増加傾向にある中では対応しきれないと思料する。 効果的な監査を担保するためにも、人員の拡充が望まれる。	65	子ども政策課	指導監督体制につきましては、令和4年度に、新たに児童福祉監督担当主幹を配置したとともに、令和5年度及び6年度には係員を増員し、指導監督体制の充実強化を図ってきたところであります。引き続き、年々増加している指導監督対象施設に対する指導監督を計画的に実施し、適切な指導監督を行っていくため、指導監督体制の充実強化に努めていきたいと考えており、今後の取組の参考とさせていただきます。
1.4 青少年自立支援センター			
1.4.6(2) 市民の「自立に困難を抱える青少年」に対する理解度の調査 自立に困難を抱えるのは本人側の要因もあるが周囲・社会の理解と受け入れ意識の要因も大きい。このため、「自立に困難を抱える青少年」に対する理解度について、市民に対する意識調査をしていくことは重要である。 この点について担当者に質問をしたところ、市民の意識を調査することは重要だが意識調査は行っていないとの回答があった。 他市の事例として、川崎市が令和3年3月に「川崎市子ども・若者調査報告書」を公表している。この調査報告書は、川崎市市内の子ども・若者や子育て家庭を対象に、生活状況や生活意識、行政に対する意識等についての調査を多面的に調査することにより、「第2期川崎市子ども・若者の未来応援プラン」策定（令和3年度予定）の際の基礎資料とすることを目的としている。この調査の中では、経済的困難の状況に関する設問により、市内でどれくらいの世帯が経済的に困難な状況にあるのか、また、その経済的困難の状況が、子ども・若者の発達段階別のどのような課題と関連しているのかということをも明らかにすることを試みている。 自立に困難を抱える青少年の社会参画に向けた政策の有効性を高めるためにも、市民、特に子供の親の意識調査を実施することが必要と考えられる。	79	子ども支援課	市民の意識調査として例示されている「川崎市子ども・若者調査」につきましては、本市においても、平成30年度に、「第2次宮つこ 子育て・子育て応援プラン」の策定にあたりまして、小中高生や青年のほか、困難を抱える保護者を対象に、同様の調査を実施しています。この中で、家庭の経済状況が与える生活意識等への影響や、子どもの貧困と「自己肯定感」との関係性を分析するなど、いわゆる「関係性の貧困」を連鎖させないための施策立案の基礎調査としてきました。今後も引き続き、こうした調査を実施していくことで、自立に困難を抱える青少年や保護者への政策の有効性を高めていきます。

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2 子ども家庭課			
2.2 自立支援グループ			
2.2.2 児童扶養手当事業			
2.2.2.5(5) 認定対象児童の年齢等の情報活用について			
<p>認定時の児童の年齢といった情報は、児童の修学や進学に関係する情報であり、他の支援事業を案内するうえで必要な情報となることから、児童扶養手当の年齢別の認定対象者数の把握状況を質問したが、宇都宮市からはこの点について把握していないとの回答であった。</p> <p>児童扶養手当を認定するに際して対象児童の年齢を把握し、その上で年齢に見合った支援情報を案内していくなど、年齢等の認定情報を他の事業へ案内するための基礎情報として活用することが望ましいと考える。</p>	94	子ども政策課	ひとり親家庭の児童の年齢につきましては、これまで個別の状況に応じた適切な支援を行う中で活用してきたところであり、引き続き、支援の基礎情報として活用してまいります。
2.2.5 自立支援教育訓練給付金事業			
2.2.5.5(2) 支給を受けたが就業が未回答だった受給者の就業状況			
<p>令和4年度に給付金の交付を受けたが就業状況について「未回答」だった受給者について、その後の勤務状況について質問を行った。</p> <p>担当者によれば、講座の修了時点では就業が未定だったが、令和4年11月から常勤で勤務できているとの回答を得ていた。但し、回答は電話によるもので書面等は入手していなかった。これは、国からは支給対象者に対する就業状況の確認についての指示が無いことを理由としていた。</p> <p>この点について、国も市も、税を財源にしてひとり親家庭の親に自立支援のための教育訓練給付を行っていることからすれば、税金が適切に活用されたかを客観的に示せる書類を入手すべきであり、また、入手できない場合は自立（就業）できていない可能性が大きいと捉えて、支援を継続する必要があるものとする。</p>	97	子ども政策課	引き続き講座修了後の就業状況について自立（就業）したかどうかを確認していくとともに、個々の状況やニーズに応じた支援を実施していきたいと考えておりますことから、意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2.2.6 高等職業訓練促進給付金等事業			
2.2.6.5(3) 就業状況が「未回答」となっている者の就業状況の把握			
<p>令和2年度に本事業の給付金を受けているが就業状況が「未回答」となっている2名の受給者について、「未回答」となっている理由の質問を行ったところ、1名は修了後に正社員として勤務しており、もう1名は再婚しひとり親ではなくなったため、把握の対象外とのことであった。このうち再婚した後者については、児童扶養手当システムにおいて再婚により手当の資格を喪失したことを確認した。一方で前者については、自立支援教育訓練給付金と同様に支給対象者から就業状況に係る書面等の提出を求めている。</p> <p>この点についても、自立支援教育訓練給付金と同様に税金が適切に活用されたかを客観的に証明する書類を入手すべきであり、また、入手できない場合は就業できていない可能性が大きいと捉えて、支援を継続する必要があるものとする。</p>	99	子ども政策課	引き続き講座修了後の就業状況について自立（就業）したかどうかを確認していくとともに、個々の状況やニーズに応じた支援を実施していきたいと考えておりますことから、意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2.2.16 母子父子寡婦福祉資金貸付			
2.2.16.5(2) 督促手続きの検証			
<p>返済の滞納がある者の情報は納税催告センターに提供されているが、そこで実施されている手続きを担当者に確認したところ次の回答を得た。</p> <p>滞納者一覧表の対象者に、納税催告センターが毎月任意の日に2回電話を行い、督促を促し、分納の相談は担当課へ訪問の上相談することとなっている。</p> <p>続いて、上記の電話督促のやり取りについての履歴の閲覧を行い、任意の10人について納付状況の質問を行った。その結果、回収に応じる債務者、分納方法の協議を行う債務者、償還が途絶える債務者が居た。</p> <p>宇都宮市としては民間事業者を活用しながら回収方法の多様化、債務者への督促の継続を行い回収率の向上を意識しているものの、様々な債務者がおり、必ずしも回収を完全には行いきれていないことから、回収率の継続的な向上を目指すことが必要である。</p>	108-109	子ども政策課	引き続き、民間債権回収業者・納税催告センター等の活用や個々の状況に応じた償還指導・相談の実施等により、回収率の向上を図っていきたくと考えておりますことから、意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
2.2.17 母子家庭等生活資金貸付事業			
2.2.17.5(1) 債権回収業務の委託等の検討			
<p>現在の未納者に対する宇都宮市の対応方針について担当者に質問を行ったところ、債権回収業務委託等の活用の可能性を含め、適切な滞納整理に向け検討をしていく、との回答であった。</p> <p>この点に関して、母子家庭等生活資金貸付金の期末残高は平成30年から令和4年度末まで回収が進んでいないことも踏まえ、滞納整理業務を人数に制約のある市の職員が行い続けるのではなく、費用対効果も検討しながら、適切な債権回収業務専門事業者への委託を早期に行うべきと考える。</p>	109	子ども政策課	令和6年度から新たに、民間債権回収業者の活用を始めたところであり、引き続き、個々の状況に応じた償還指導・相談を実施してまいります。

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
2.4 子ども家庭支援室（相談グループ）			
2.4.3 子育て支援短期入所事業（子どものショートステイ）			
<p>2.4.3.4 (2) 宇都宮市子育て支援短期入所事業実施要綱の見直し</p> <p>令和4年度の利用者の内、レスパイトの占める割合は86.5%である。レスパイトは、実施要綱で定める入所基準の内「(7)その他市長が特に認める場合」として取り扱っている。レスパイトのための利用は、育児疲れなどの一時的な解消、軽減を図ることで、子どもの適切な養育環境を確保することができることから、宇都宮市は、入所基準に合致するものとしている。</p> <p>令和6年4月1日施行の改正児童福祉法において、一時預かり事業の拡充として、子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化された。</p> <p>実際の入所理由の多数をレスパイトが占めること、レスパイトケアの明確化及びその必要性を考えると、宇都宮市は、現況に合わせて実施要綱を見直し、入所基準にレスパイトを加えることが望ましい。</p>	130	子ども支援課	令和6年11月に宇都宮市子育て支援短期入所事業実施要綱を見直し、レスパイトの項目を明確化しました。
3 保育課			
3.1 企画グループ			
3.1.1 公立保育所のあり方検討（民営化含む）			
3.1.1.4 (1) 公立保育所の位置付けの見直し			
<p>宇都宮市は第2次宇都宮市子ども・子育て事業計画において、現在10ある公立保育所について、4の基幹園は、地域の子育て拠点施設であり、中核的な役割と機能を担うほか、研修などを通して各園の保育の質の維持・向上を図っていく必要があることから、保育需要の動向に関わらず、現行の施設数・配置を維持し、研修・相談機能や医療的ケア児の受け入れ態勢の強化など、機能拡充を図っていくこととしており、6の当面存続園（うち松原保育園令和6年4月民営化予定）については、保育ニーズの高い地域にありながら、入所率（定数調整機能）の低下など、十分に役割を果たすことが難しい園については、今後のあり方を検討していくとしている。</p> <p>児童福祉法第24条1項において、「市町村は、（中略）児童を保育所において保育しなければならない」とされる。はたして、教育・保育提供区域5区域のうち、中央区域と北西部区域に基幹園が存在しない現行計画で、公立保育所の設置は今後十分といえるか疑問である。公開保育や第三者評価など、保育の質に資すると考えられる取り組みについては、公立保育所では積極的に実行されているが、民間園については推進するに留まり、実行のモニタリング等は行われていない。また、施設長連絡会についても、公立保育所についてはほぼ毎月実施されているが、民間園を含めた連絡会については年2回（令和4年度）の開催となっている。こうしたことから、宇都宮市保育課との意思疎通、連携という点においても公立保育所の果たす役割は大きい。</p> <p>令和7年度には第3期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画が策定されるが、公立保育所の位置付けについては、解決可能な建物の老朽化や、多様化する保育ニーズという概念に抛らず、将来に渡って児童福祉法の保育責任を果たすために、公立保育所の必要性や教育・保育提供区域（現行計画では5区域）にそれぞれいくつ必要かの議論を行うべきと考える。またそれに伴って、必要な常勤保育士数を見直すこと、および民間園に比べて高くなっている現在の保育士短時間勤務者割合について見直すことも検討すべきと考える。</p>	138-139	保育課	法定計画として、公立保育所を含む本市の保育の需給管理を担う「宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」につきましては、第3期に向けて、本年度、改定作業を行っており、いただいた意見につきましては、参考とさせていただきます。
3.1.2 送迎保育ステーション事業			
3.1.2.3(1) 実施場所選定方法の再検討			
<p>宇都宮市は、現行計画である「第2期宇都宮市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年3月）において、教育・保育施設や地域型保育事業の供給基盤整備等に当たっての単位となり、施設等の認可における需給調整の判断基準となる、教育・保育提供区域について、第1期計画策定時の8区域から5区域とする見直しを行った。これは、施設数が増加したこと、保護者等の移動範囲が自動車通勤等により拡大したことによるものである。</p> <p>宇都宮市が行った実施場所選定方法は、JR宇都宮駅東口周辺で見込まれる定員30名以上の「通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズ」に対するものとして、政策会議を経て現在地を当該事業の実施場所に選定したとのことであるが、そのニーズに十分に合致するものであったか疑問がある。改めて、通勤時に自動車を利用しない世帯の保育ニーズを詳細に調査し、定員の調整、実施場所の移転等を検討すべきと考える。</p>	144-146	保育課	当該事業につきましては、令和4年7月に開始後、利用者数は増加傾向（R5.4：7名→R6.4：13名）にあるとともに、一層の充実に向け、認知度や利便性の向上に中長期的に取り組んでいることから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。
3.1.2.3(2) 実施場所確保方法の再検討			
<p>本事業実施にあたり、宇都宮市は駅周辺の用地確保が困難なことを理由に、事業実施場所について、事業者提案によらず宇都宮市のみにより確保することとした。本事業の受託者は宇都宮市で契約した実施場所において、借主の地位を継承して事業を行うため、事業開始後は受託事業者が借主となるとしても、賃料は市から委託料に含め支出されるから、実質的には、宇都宮市が長期間の不動産賃貸借契約を、一者随意契約で行ったことに等しい。</p> <p>今回の事業実施場所確保について、一者随意契約によることとした真にやむを得ない理由があるとは認められず、今回の確保方法が妥当であったかあらためて検討すべきと考える。</p>	146-147	保育課	市が実施場所を確保した理由につきましては、物件数が限られるJR宇都宮駅周辺において市が物件を確保したうえで事業者提案を募ることで、物件の優位性ではなく、保育内容の比較により事業者を選定でき、かつ確実に事業を実施できる点が優れていると判断したためであります。この判断のもと、公表物件の中から条件を満たす物件を比較した結果、当該物件を実施場所として選定したものであり、当該物件の確保にあたりましては、法令の「その性質又は目的が競争入札に適していないもの」に該当することから、競争入札によらず、賃貸借契約を締結したものでありますことから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
<p>3.1.2.3(3) 不動産賃貸借契約に係る規定・ガイドライン等の整備</p> <p>本事業において、宇都宮市は5年間の賃貸借契約を結び、受託者に借主の地位を継承させている。児童福祉施設として建物を賃借すれば、利用目的に合った改修また退去時に現状復帰が必要となるため、契約期間は5年であるとしても、5年間で退去することは経済合理性が乏しく、10年20年といった長期契約となることが想定される。なお、厚生労働省通知においても、不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合、建物の賃貸借期間を10年以上とすることが助言されている。</p> <p>本事業において、送迎保育ステーション事業と併せて地域型保育事業を同じ賃借物件で行っている。合計賃料は月額約99万円であり、仮に10年間賃借した場合、約1億1,891万円の賃料が発生する。</p> <p>長期契約となることが想定され金額的に重要性のある不動産賃貸借取引については、特に透明性、公正性が求められると考えるため、宇都宮市に当該不動産賃貸借契約に係る規定等について質問した所、特段の規定等はないとの回答であった。</p> <p>自治法第96条第1項において、不動産（土地を除く）の買入れ売払い契約については、予定価格が1件6,000万円以上（宇都宮市条例による基準）である場合、議会の議決に付きなければならないとされているが、不動産賃貸借契約については定めがない。</p> <p>不動産賃貸借契約は、不動産の買入れ受払い契約に準じて、多額の財政負担を伴う可能性のある取引であるから、特に透明性、公正性を担保する必要があると考える。今回のように受託事業者が最終的な借主となる場合なども含めて、宇都宮市が物件を選定する場合は、一定の期間や金額を超える不動産賃貸借契約については、競争入札によることや、随意契約とする場合の具体的な要件などを定めた規定・ガイドライン等を整備することを検討すべきと考える。</p>	147	保育課	<p>物件の選定につきましては、事業目的への適合や立地条件、賃料等を総合的に比較検討し、事業実施に最適な物件を選ぶことが重要であると考えており、本事業におきましても政策会議において比較検討を行い、当該物件を選定したところであります。</p> <p>こうした選定を経て、物件の確保にあたりましては、法令や本市の契約関係規則等に基づきつつ、当該物件の確保条件に鑑み、適宜、契約形態を選択することが望ましいと考えており、随意契約を可能とする要件につきましても地方自治法等に定められておりますことから、意見の趣旨につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>3.1.3 地域子育て支援拠点事業</p> <p>3.1.3.4(2) 地域子育て支援拠点事業（民間サロン）の配置変更等の実施</p> <p>令和2年度から令和4年度の子育てサロン運営においては、感染防止のため事前予約制を導入するなど対策を行った結果、多くのサロンで利用者が減少している。当該減少については必要な対応を取ったためと推測できるが、その影響を考慮してもなお、令和2年度以前より継続して利用者が著しく少ない民間サロンが認められるため、民間サロンの配置変更等の対応について質問を行った。</p> <p>その結果、当該事業の実施主体は宇都宮市であり、市町村が認められた者へ委託等を行うことができるとされているが、民間サロンの事業者を決定した際の募集要項等は保管されておらず、また前項の通り、宇都宮市と事業者間において要綱等はない。宇都宮市は、国の「地域子育て支援拠点事業実施要綱」に準じて当該事業を実施しているとのことであるが、その要綱においても、事業期間、事業継続等について定めた規定等はないが、宇都宮市においては独自に巡回訪問などの機会を捉えて利用者増加に向けた助言等を行っており、現時点では配置変更等は予定していないとのことである。</p> <p>地域における子育て家庭に対する支援を推進するため、効果的・効率的に事業を実施することが求められる所、利用者が長期間低迷しても配置変更等が行えない制度設計は妥当ではない。早急に、宇都宮市と事業者において、事業内容、事業期間、提出書類等について定めた当該補助金に係る要綱を整備し、利用者が著しく少ないサロンについては、事業者変更等の配置変更等を行うべきと考える。</p>	152-153	保育課	<p>事業者変更等の配置変更等につきましては、国の要綱において、利用者数の増減を理由とした補助の取りやめが規定されていないこと、また、現在、該当するサロンにおいては、利用者増加に向けた助言等をもとに取組を行っていることから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
<p>3.1.3.4(3) 子ども・子育て支援交付金加算対象事業実施の検討</p> <p>地域子育て支援拠点事業に係る子ども・子育て支援交付金において、宇都宮市は制度開始から現在まで、開所日数、配置職員数、応じて決定される基本分のみを申請している。制度上、市町村以外の者が基本事業に加えて、子育て支援活動の展開を図ることを目的として、特定の取組を実施するとともに、多様な子育て支援活動を通じて、関係機関や子育て支援グループ等とネットワーク化を図り、連携しながら、地域の子育て家庭に対し、よりきめ細かな支援を実施する場合について、別途加算の対象とするものとされている。</p> <p>宇都宮市の民間サロンにおいては、公立サロン主催のわくわく保育園体験や、中高生と乳幼児のふれあい体験の受け入れをはじめ、各施設においても多様な子育て支援活動を実施している所であり、今後、さらに活動を支援していくためには、開所日数、配置職員数のみで決定される基本分のみではなく、加算分支給を受けられるよう宇都宮市が積極的に活用を促すべきと考える。</p>	153	保育課	<p>子ども・子育て支援交付金の加算対象事業を、宇都宮市が積極的に活用を促すことにつきましては、現在、補助申請案内時等に加算対象事業を含む補助制度を周知しておりますので、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
3.2 管理グループ			
3.2.2 保育士等人材確保費			
3.2.2.4(1) 社会保険加入要件の検討			
<p>宇都宮市の単独補助事業である保育士等人材確保費については、国の処遇改善加算とは異なり社会保険未加入者を除いた保育士に対して支給されることとなっている（社会保険加入要件）。</p> <p>この理由について宇都宮市は、保育士の配置基準で規定される保育士定数は、子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者との連携を十分に図るため、長時間にわたって保育できることを重視し、「常勤保育士」をもって確保することを原則とする国の考え方に準じており、当該補助金は、保育士等を安定的に確保するために必要な経費を助成することにより、多様化する保育ニーズに対して教育・保育施設等が柔軟に対応することで、質の高い保育を実現することを目的としていることから、社会保険加入者（常勤保育士）に限定しているとのことである。</p> <p>保育の質を重視し当該補助金の対象を社会保険加入者（常勤保育士）に限定する、宇都宮市の考えは納得できるものであり、職員配置に関わる最低基準の引き上げを求めつつ、常勤保育士の確保を推進することは望ましい方向性と考える。</p> <p>ただし、保育標準時間が11時間になるなど、保育の長時間化がすすむ一方で、職員の配置に関わる最低基準の改善が進まず、保育所の運営には、短時間勤務保育士が欠かせないとも言われる現状においては、社会保険未加入者を一律に除外することが、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保を図るといふ本事業の目的に合致するものか疑問もある。</p> <p>常勤保育士の確保を推進するため、常勤保育士の総数が最低基準上の定数の8割以上である場合に限るなどの条件を付すことや、補助単価に段階を持たせることは必要と考えるが、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保を図るため、当該補助金の対象要件から社会保険加入要件を外すことも検討すべきと考える。</p>	157-158	保育課	<p>保育士等人材確保費補助金の対象要件から社会保険加入要件を外すことにつきましては、本市においては、国の「子どもの健全な心身の発達を図るとともに、保護者との連携を十分に図るため、長時間にわたって保育できることを重視し、「常勤保育士」をもって確保することを原則とする」という考え方に準じておりますが、補助対象範囲を拡大することは、多様な保育ニーズに対応できる経験豊富な保育士等の安定的・継続的な確保につながることから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3.3 入所・給付グループ			
3.3.1 教育・保育施設給付の事務事業			
3.3.1.5(2) 給付に当たって使用するスプレッド・シートの取扱い			
<p>各施設に対する教育・保育施設給付の実務は、宇都宮市独自で使用しているExcelシート（スプレッド・シート）を元に算定されている。監査の結果、当該Excelシートに関する計算上の不備は発見されなかったものの、当該Excelシートは公定価格の変更等、制度改定に応じ、担当者自身によって更新が行われる。一般的にExcelシートの更新は属人的になりやすく、誤りが発生しやすい領域である。また誤りが発生した場合は広範に影響が発生する可能性がある。給付に係るバンダーのシステム導入も含めて、誤りが発生しないような給付の仕組みの構築を検討する事が望ましい。</p>	166	保育課	<p>教育・保育施設給付事務につきましては、市及び施設における給付事務の簡素化・効率化を図るため、給付事務に係るクラウドシステムを令和6年度から導入しました。</p> <p>今後は、民間施設向けのシステム操作研修会や試行運用期間を経て、令和7年度からの本格運用を予定しており、本格運用後は従来使用していたExcelシートでの運用を廃止するほか、加算申請等に必要書類などのクラウドシステム上でデータ送受信を行うことで、事務処理ミスや事務負担の軽減を図ることとしました。</p>
3.3.1.5(3) 給付に当たって入手する施設からの証憑資料の入手方法			
<p>給付算定の基礎となる各施設から入手する証憑資料は、紙面・FAXでの入手から、電子メール等を用いた電子的方法による入手に移行している。一方で、証憑資料の種類は多岐に渡る事から、電子的に入手できる証憑資料は施設毎にクラウド上のフォルダを構築し、投稿を依頼する等、効率的な証憑資料入手のための仕組みの構築をする事が望ましい。</p>	166	保育課	同上
3.3.3 確認制度に基づく指導監査			
3.3.3.6(3) 確認監査で使用するチェックリスト			
<p>保育課の確認監査、子ども未来課の指導監査等、各種監査は、主としてチェックリストを使用して実施している。それぞれの監査で用いられるチェックリストの内容は一部重複する項目があるが、課を跨いだチェックリストのすり合わせ・更新検点を定期的実施していない。</p> <p>確認監査は4年に1回ローテーションにより実施し、指導監査は毎年実施する事から、一部の項目が重複する事は致し方ないものの、同じタイミングで実施した際に同じ事項を重複して監査を実施する事は効率性を阻害する事にも繋がる。そのため、それぞれの課で使用されるチェックリストを横断的に見直し、より効果的・効率的な監査を実施できる体制を整える事が望まれる。</p>	173	保育課	<p>確認監査で使用するチェックリストにつきましては、法令等の改正や監査実施内容を変更する際など、適宜、子ども未来課（現子ども政策課）とすり合わせ等を実施しておりますことから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>
3.3.4 支給認定及び教育・保育施設等の入退所事務			
3.3.4.5(1) ICT導入による業務効率化のための施策について			
<p>令和4年度4月の入所選考からAIシステムを導入する事により、選考作業の効率化が図られるなど、導入に対する一定の成果があった事が確認できた。入所選考以外の業務に対しても、膨大な時間を要する事務プロセスを可能な限り自動化するための検討を継続することが望まれる。一方で、ICTの導入にはシステム導入等のコストが発生する事や、業務フローの見直しが必要になる場合があり、ICTの導入が必ずしも目的に適合しない可能性もある事から、事前の十分なシミュレーションを含め、コスト・メリットについても併せて慎重に検討する事が望まれる。</p>	179-180	保育課	<p>ICT導入による業務効率化のための施策につきましては、新たなシステム等の導入の際には、コスト・メリットについて十分に精査し、最も効果的な導入について適宜検討しておりますことから、いただいた意見につきましては、今後の取組の参考とさせていただきます。</p>

【令和5年度】
子ども部に係る事務の執行及び事業の管理についての意見に対する措置状況

監査結果	頁	所管課	意見に対する措置状況
4 子ども発達センター			
4.1 子ども発達センター全般			
4.1.3.3(2) 年次休暇の取得状況			
<p>令和4年度の職員37名の年休時間取得状況一覧表を入手し、年休の取得状況の確認を行ったところ、年休取得率0%が3名、0%超30%以下が18名、50%超取得している人は4名であった。労働基準法の改正に伴い、平成31年4月1日から、当該年度10日以上年休が付与される現業職員、公営企業職員等に対して、毎年5日、年休を確実に取得させることが義務付けられているところである。このため、担当者へ子ども発達センターで遵守している年休取得に関する方針と実際の年休取得に向けた職員への働き掛けの状況について質問を行った。</p> <p>年休取得率0%の3名は育児休暇中だった職員である。職員の休暇取得目標を年15日以上とし、監督者が全員出席するセンター会議や各グループの朝礼などで取得を呼びかけるとともに、取得状況の遅い職員には個別に声掛けを行うなど取得しやすい環境づくりを推進している。</p> <p>しかしながら、年休取得率0%超30%以下の職員の中には年休取得日数4日の者が2名おり、年休取得日数が15日未満となっている職員は21名となり、これら職員は目標未達となっていた。</p> <p>子ども発達センターでは、業務の改善と職員配置人数の継続検討が必要な状況である。</p>	183	子ども発達センター	<p>年次休暇の取得につきましては、令和5年度は全員5日以上取得したところであり、引き続き、ミーティング等を通じて、効率的な事務執行を意識付けながら、年休取得の徹底を図ってまいります。</p>
4.2 交流・管理グループ			
4.2.2 障がい児通所給付事業			
4.2.2.5(1) 指定障害児相談支援事業所の件数について			
<p>施設利用者が施設を利用する場合、サービス等利用計画を作成する必要があるが、令和4年度の実績では指定障害児相談支援事業所を利用せずにセルフプランとなった割合が65.4%になる。この点に関し、市内の指定障害児相談支援事業所が不足しているかどうかを担当者に質問したところ、宇都宮市としてはどのくらい指定障害児相談支援事業所が足りないかの調査資料は無いとの回答があった。</p> <p>株式会社政策基礎研究所が全国1,741市町村を対象にアンケートを行い作成した「障がい児の相談事業に関する実態把握の調査研究報告書」（令和2年3月）によれば、「政令指定都市・中核市・特別区」ではセルフプランの児童数が就学前の児童であれば37.5%、就学後の児童では45.8%となっていた。また、厚生労働省が公表した「障害者相談支援事業の実施状況等について 令和3年度市町村分」によれば、セルフプラン率の全国平均は28.5%（障害児相談支援）とのことから、宇都宮市のセルフプランの割合は高い水準にある。</p> <p>宇都宮市の令和4年度の相談支援受給者人数は平成30年度に対して176.9%の増加を示しているのに対し、令和4年度の指定障害児相談支援事業所数は平成30年度に対して128.0%の増加に留まっていることからしても、必要としている受給者の増加に対して事業所の設置が追いついていない状況にある。</p> <p>このため、宇都宮市としてどれくらい指定障害児相談支援事業所数が足りないかを調査の上で、整備目標と必要施策を設定する必要がある。</p>	186	子ども発達センター	<p>宇都宮市のセルフプラン率が高いことに対する措置につきましては、障害児支援利用計画を作成する相談支援専門員を各事業所において十分に確保する必要があります。その相談支援専門員につきましては、県が行う研修を受講する必要がありますことから、より多くの専門員を確保できるよう、いただきました意見を参考に、県に対して受講枠の拡大を引き続き要望してまいります。</p>
4.3 相談グループ			
4.3.1 子ども発達相談室事業			
4.3.1.5(1) 相談までの待ち時間について			
<p>令和4年度当初、相談待ち時間が最長3か月以上であった原因及び短縮化に向けての宇都宮市としての目標期間について、担当者に質問を行った。</p> <p>相談待ち時間が最長3か月以上であったのは、心理相談員は複数の事業を兼務しているが、発達相談に係る従事に対し、発達相談希望者が1.15倍に上回ったことが原因であった。</p> <p>次に、発達相談来所までの待ち期間の目標であるが、宇都宮市はこれを1か月半と設定している。この目標期間に関して、来所までの事務手続きには、発達相談依頼を受理し保護者への連絡調整、関係機関からの情報収集などの業務があり、準備等に必要期間と考えて設定されたものであった。</p> <p>以上の通り、宇都宮市の目標とされている1か月半には一定の根拠を有するが、その一方で子どもの発達に関する保護者の一刻も早く相談したいという気持ちは大きいものであり、現状の相談待ち時間は2か月程度であることから、あと半月短縮できるよう外部心理士の相談枠を増やす等といった対策が必要である。</p>	189	子ども発達センター	<p>発達相談来所までの待ち期間につきましては、引き続き外部心理士の相談枠を確保・維持することにより、本市の目標である1か月半を維持しています。</p>